

Title	国際法上及国法上の主権
Sub Title	
Author	川端, 審三
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.1 (1912. 1) ,p.110- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0110">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0110</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

般行政官に及ぼす可しとなすの結果なり、官吏の不法行爲が故意又は重過失に因るときは官吏主たる責任に任じ國家は單に補充的責任を負擔す可きのみ

官吏の不法行爲が輕過失に因るときは官吏其の責に任せず、是れ其の責任を問はざるこゝが行政全體の上より見て有利なりとの推定に根據を置くものなり、

行政は社會の爲めの行政なり、故に行政全體の利益の爲めには社會全體に於て危險を負擔するの理由存す、是れ官吏輕過失責任免除と國家賠償責任との間に密接の關係ありとなす所以也。(完)

## 國際法上及國法上の主權

110

川 端 審 三

緒 論

人類が共同生活の本能を有し有無相通するは歴史的研究に於て既に明なり其人類の團體たる社會が其社會獨特の性質を表現し其社會が他の社會と有無相通するに至るは是亦社會心理學社會學等の研究を俟つて後に知るべき事柄にも屬せず一の社會たる國家が他の國家と交通するは決して偶然の現象に非ず團體員たる人類の本能に起因すること明瞭なり然れども現時の世界の大勢に於ては何事も國家を對象とせざるべからざるなり之を極限として研究し利害の理を研めざるべからず國家以外に國家より偉大にして國家を統轄せるものあるを想像すべからず必ずや諸般の事項は國家を單位とし又國家を大極として究明すべきを相當と信ず況

んや法と云ふ立脚點に立つものは國家以上の偉大なるものを見識に挿入すべからざるに於てをや然るに世間往々にして此範圍を脱却し何事にまれ論及するものあり是誤れるの甚しきものにして是即ち純正哲學の見地以外に許すべからざるの觀念に屬す排斥すべきものなりと信ず

法は國家を極限として單位として講究すべきものと信ず國家以外に精神的の國家の存すと言ひしは宗教の觀念に屬しき國家以外に具體的の法典の存在し國家を支配すると言ふが如きは是も亦法理の上より許すべからざる容るべからざるものなり而して國際法は理論よりも寧ろ慣習に基礎を置くが故に未だ法理の發達せるもの少く其觀念説明隔靴搔痒の感なき能はず吾人法學に淺く従つて法理に暗し然りと雖も識り得たる智を經とし思索を求め之を緯として自己の信ずる所を述ぶるは學生の本分なり日本國の此二法上の主權の見地に立ちて聊か究理せんとす。

### 國家の性質

原始時代に於ては經濟發達せず水草を追ふて遊牧する者は土地の私有なるもの知らず又國家なる觀念の存せざりし時は國家の領土も存在せざりしと雖も同族相寄り異姓は階老同穴の生活を爲し子孫繁殖するに至りては或土地を下して定住するに至り其團體の習俗を生じ遂には其團體の場所的根據を創設す而して腕以て團體の上に立ち意思以て團體の上に支配するに至るや權力的根據を發生す漸次斯くの如きの團體多數生ずるに至れば土地の境界は愈明確となり地圖の彩色は複雑となり明瞭となる而して相互に侵すことを許さざるに至る然れども半面に於て相互經濟上の交通は之を免く能はず團體員と團體員との交通は艦がて團體其ものとの間に交通を發生するに至る。

茲を以て國家的觀念の要素は人民を要し土地を要し是等を統轄すべき權力を要するを見る國家に非る野蠻人にも尙且つ酋長の存するの理茲に存す

然らば要素の三の内前二者は之を必須たることを知るも果して國家的權力なるもの、根據は那邊に伏在するや。

人類相寄り相集る時は社會を爲すも四圍の狀況等より習俗を生ずるも亦意識を有する人類の本能的發現なり結果なり然るに人なるものは時に於ける關係多少異るところあるも殆んど自己の歡樂を貪らんとする心理的現象を有し何物をも之が爲に惜しまざるなり之が爲めに進取となり野心となり向上となる又心理學の證明するところに據れば自己の情緒情操に障害なき狀態を以て其君の最も大なる享樂界とす然らば個人が歡樂享樂の爲に隨意の行爲を執る時は意思の包容は自由なり是ぞ行爲となりて現はれ弱肉強食の慘劇を醸生す虞れあり果して斯くの如くして其社會團體の共同生活の圓滿と平和とを期するを得べきや社會は社會として團體は團體として國家は國家としての生存を有す社會、團體、國家は總意を有し此意思も亦自己の

發展を企圖す此意義に於て個人たる團體員とは其利害の立脚點を異にすることあるは必定なり國家は國家を圓滿に發達し國利民福を國家全一として増進せしめ是に由りて間接に團體員に利益を與へんとす然れども應て個人の絶對自由の思想と國家の意思との矛盾を調和せざるべからざるに至るべきなり茲に於てか國家の此權力即ち統治權は人民及び土地の上に偉大ならざるべからず茲に於てか又之を知る即ち團體員たる個人の意思と其外部的發動たる行爲との絶對的自由を國家の一分子として必ず相對的の範圍に於て存せざるを得ざるに至り且又存せしめざるを得ざるに至る絶對の平等が不自由となり絶對の自由は不平等となる故に國家の團體員は相對的の平等以上に於て平等を求むべからず許すべからず國家は是等二のもの、上に絶對の權力を有し相對的自由平等を人民をして得せしめ是を以て個人と國家の利害を調整すべきなり此意義に於ける國家の權力と其性質を自覺せしめ

此範圍に於て行動せしむべく是以上に國民をして權利を享有せしむべからず而して統治權は又其團體其ものとしての生存目的を全一として達せんとす此範圍以外に於ては絶對なるべからず國家の統治權は人民領土の上に絶對なり是形式なり實質に於ては國家の生活關係の必要なる程度内に於て活動すべきものなり此點に於て相對なり此範圍を超へて統治權も亦潜越なり統治權は此範圍に於て正當なる根據を有す統治權は最高にして最高とは其上に何物をも存在せざることを意味す然れども下に存する人民領土に對して國家と人民とを調和する點に於て制限あるを忘却すべからず。

即ち知る國家は土地の上に存する人民を統治の力を以て結合せる社會團體なりと此見解は憲法論としては多少議論の餘地無きに非ずと雖も冗長に失するが故に暫く措き是を以て満足せんとす。

國家の活動

前述の如く國家は社會にして其社會の民福を増

進し安寧を維持せんとする爲めの範圍内に於て人民の自由平等を相對ならしむるを最少限度として此間を調和せざるべからず此限界内に於て國家は其存立を完くする爲めに國家全一として活動せざるべからざるなり。

個人が社會的生活を爲すにも自己の存立を完くする爲め自己其ものを自己のみ存立せしめんとする側面と第三者又は他人との關係に於て其存立を完からしめんとする側面とあり物權者の有する物權の如きは即ち此關係を適切表示するの權利なりとす然らば此人類の團體たる國家も亦是と等しく自國其ものとして内國的に生存する側面を有すべく又二國以上の國家の存在する時は國家相互の間に有無相通するに至るは是理の當然なり是即ち國家が自己の存立上自國の行爲と他國の行爲とを調和しつゝ自國の利益増進に活動すべき側面なり吾人は前者を以て國家の對内的活動と云ひ後者を對外的活動と云ふ一は國家全一として宇宙的に單位

的關係に在り一は團體的關係に在り然れども國家の上に存するものなし權力の偉大なるものは國家以外に存せず極限は國家なり國家は其の存立を此二方面に於て求むるものなり。

統治權の主體

國家統治權の存する所は各國憲法によりて異れり然れども統治權を總攬する者存せざるべからざるは論無し個人と國家との生存發達を調節せんとする法現の上に統治權が立ち此の理論以上にも以下にも存するを得ず主體は此の意の義に於て意思を構成し表示するを以て國家的生活の眞髓なりとす其眞意義即ち茲に存す此の範圍を超越低下するは矛盾なり背理なり是以外の主體の意思構成と意思表示は統治權者の私的法律生活事實的生活なり

而して是が意思表示は國家活動の根源なれば統治權の主體の活動は即ち國家の活動にして其對內的活動も對外的活動も其統治權の活動なり國家意

思の作用なり是以外に於て主權の活動は法理上存在せず國家に關せざる活動と作用とは國家的生活の意義を没却せる主權を有する者の事實的生活なりとす

國家の人格

斯くの如く主權其ものが國家の根本の立脚點より國民に對する人格と外國に對する人格とを有するを知るべし吾人が對内人格對外人格と稱するもの即ち是なり

國內法上に於ても國家が公法人格と私法人格とを有するが如く對外人格も亦對外公法人格と對外私法人格を有すべきものなり但し對外私法人格とは國際私法（此名稱は誤れるも暫く是を採ると）上の人格と云ふ意義に非ず對外私的法律生活を爲す場合を指せるものなり

斯く論ずればとて決して主權が二つ存するに非ず主權の活動の内外の番の上に立ちて觀察せるのみ自觀と他觀とに分るのみ本體は一なり主權は

一ありて二なし世間往々對内主權對外主權とを別物視するものあるは非なり主權は體なり活動は用なり二側面に活けるなり

故に國家の對内人格は國法上主權の活動の根據を表はすものにして對外人格は外國と自國との行為の規則なる國際法上の主權の活動の基礎を示す對外人格が對外的活動となりて現はれ主權が斯く作用するは自國の生存發達の爲めに爲すものにして決して他國の爲めになすものに非ず而して其活動の本體は自國の主權なり外國と自國との關係に於て自國が拘束せられ又は要求し得る規定を自國の準則として認めたるものにして其の承認せる範圍に於て行為の結果を要求禁止し得る國權に非ずして何ぞや即ち國家の權なり後に述ぶるが如く主權は特有の權なり國際法上の主權を對外側面の權にして國家の本來の主權を根據とす決して國際法上の主權は他より繼承したるものに非ず何んとなれば統治權は國家特有のものなればなり國際法上

の主權は其根據を統治權に存すればなり國際法上の權利は皆國家特有なる統治權の對外的關係に於ける國の權なり國の權とは國家の要素なる統治權の假の名稱なり國の權は一なり其效果の及ぶところを異にするのみ是を以て見る時は對外人格より起因する國際法上の主權は國の權にして國際法は國家以外のものゝ制定せるものに非ずして他より是が遵守を強いらるゝものに非ず何んとなれば國際法は法律なり然るに斯くの如き見解を認むれば法の觀念に背けるなり以是觀之國際法も亦主權者の承認せる範圍に於て自國法なるを知るべきなり自國法に外國が拘束せらるゝものなりとす

主體の意思構成

主權を有するものは各國によりて異り其國の憲法の解釋上又は其規定によりて定まる然れども其主權者たるものが自國の爲に安寧幸福を増進せしむるの緣由を以て他の國家と行為を爲さんとする時は其一部が國際法の行為となりて表はるゝもの

なり勿論國家の交通發達せず斯くの如く相互に羈絆力を認むる國際法と稱すべきもの無かりし時は是等の行爲は相互の禮讓たるに止まりたり然るに國內法の上より見れば發達遅れたるものありと雖も國際法上の拘束力及被拘束力は主權の對外的活動より來るものにして國際法上の行爲は對外的自國の行爲なり自國が對外的に法律上の効果を生ぜしめんとし特定の緣由の上に立ちて其意思を構成し而して之を行爲によりて外部に表示するものなり。

對外的に此行爲の準則を定めんと欲すれば其準則を他國と協議して制定するが如しと雖も具體的にも抽象的にも國家以外に國家を羈束する法律在り得べからざるは前述の如し各國が同一の行爲の準則を認めて各國が拘束力と被拘束力とを有する規則を自國法として制定することゝなるなり此相互に効果を生ぜしめたる生せんためにする規則が當事國の兩面に於て存するのみ唯國家以外に法の

存するものあるが如きは各國の多數のものが共通なる規則を認むるの現象あるにより然るが如き觀を有するのみ。

主權者が意思を構成する參考資料として平和會議の決議の如きを採用するのみなり使臣をして國際法制定の爲に派遣すと言ふが如きは是立法作用の意義を知らざるものゝ言なり主權者の國家的活動の區劃を紊るものなり憲法は條約締結權を認む然れども臣民の權利義務に影響を及ぼすものは必ず立法部の參與により議決を経たるものたるを要す故に條約締結權は茲に於て限界を有す憲法に規定なき事項は主權者に於て是を爲すを得何んとなれば我憲法は欽定憲法なればなりと是憲法史を顧す憲法の眞意義を覺らば憲法制定の立法の理由を無視せる謬見なり自國の他の法律に協賛を諮るにも拘らず國際法の制定に關して更に此事なし果して主權者の國家的活動の範圍を超越せる行爲ありたる時國民は何をか爲さんや。

國內法上の主權者の意思の構成と表示とは特定の形式に従ふ然るに國際法に關する此種の形式も規定も未曾有なり余淺薄敢て固執せずと雖も亦以て法を辨ふ者の思索に耽るの價値なきを得んや國際法は國家以外に存せず自國の法なり國法にして一種特殊の法律なり對手を他國とし是に對して効果を發生せしめ發生したる効果は是を要求避止する對外的主權を認めたるものなり又認められたるものなり。

二法の淵源

二法の淵源として學者の擧ぐる所直接間接の區別を爲すも是は暫く措き其項目を瞥見すれば概ね國家の規則即ち法典、慣習、外國法學說、判例等を指し時に宗教、道德を數ふ元より法律が法理を是等のものに籍るは疑を存するの餘地なし是等の内にて法の淵源(材料)として最も重要なるものを慣習となす我國法にても他國の立法例に於ても習慣に或條件を具備するの時法律と認むるもの多々

存す又法制史の上より見るも皆當該時代と場所に於ける國民間の慣習に基礎を置くことも亦之を知る實際の見地よりのみして立法をなさんか理論を擲ちて英法的實利の判例的拘束力を認めて法理は是を顧みざるに至る是と正反對に學理の美に惑はされて實際を顧みれば「マンチパチヲ」、「ネキザム」をも復活するが如きにも至らんを期すべからざるべし時代に適合せず法理に適合せざる法律は何等の價値なし此等は國內法に就て言へる所なるが國際法に於ても亦等し否慣習の材料となる點は等しと雖も慣習は國際法なりや國際法は慣習なりや殆んど辨識するに困難なり一事件が自國に何等の關係なくして偶發するの時其實が其當事國の國家生活より見て重大事件なりせば逸早く國際法の制定されたるものゝ如く是を以て國際法なりと言ふが如きに至りては吾人後述するところあるも慣習の勢力と慣習法とを誤れる見解なりと信ず是素より國際法理の發達遅々たりしに起因すと雖も

國際法理を解くに國內法上の理を應用せるものを以て多しとす然るに斯くの如き論を爲すは自國以外に國際法の存するを認むる學者の誤謬なりと信ず未來に國際法規となり得べき性質を有するものを直に採りて以て斯かる言をなすものなり又思はざるの甚しきものなりと信ず。

以是觀之國際法が慣習に負ふところ國法の比に非ず國法に於ては學理を主とし慣習を副とす國際法に於ては寧ろ反對に主は慣習にして副を學理なり過去、現在は正に是なり未來の國際法は果して是を以て満足すべきものなりや大に研究を積むべき肝要の存するを見る。

此點よりして國際法上の主權は現代に於て慣習に支配せらるゝの傾向を有すれども吾人の見解を以てしては論理の矛盾に陥れるものと認む間接に主權が慣習を參考として他の國家と自國の利害を調和せんとする爲に影響せらるゝものあるは確然たる事實なり吾人は是を以て國際法上の法律事實

と認むるを得ず故に國際法上の主權は他國より受身的關係に在るを知り政治上の位置高き國家は他動的關係に其國際法上の主權を活動せしむるの傾向を有す然れども是は法理上許すべからざるものなりと信ず。

國內法の制定

國法の制定には立法の機關あり議決協賛を以て實質を確定し主權者の裁可を経て發布す茲に於てか初めて法たるの效力を有するものとなる發布は法の法たる効果を發生するものに非ずと言ふものありと雖も法の目的は那邊に存するものなりやを觀する時は決して斯かる説を採用するを得ざるべし何んとなれば發布なく裁可のみを以て法たるの效力を有するものとする時は是によりて判決せらるゝことあるも其手續法上の訴訟當事者として其既判力を動かすこと能はざるに至る斯くの如きは現代法治國の觀念に背反するものなり秘して知らしめざる封建時代の專政的觀念を認むるものにして

探るに足らざるは火を賭るよりも尙ほ瞭然たり何ぞ多くを言ふの要あらんや。

而して施行期限の到來と共に遵守の效力を限界す然るが故に國法制定の目的たるや元來國家と國民との權利義務關係、國民と國民との是等の關係を規定するものにして所謂其國壹個の單位となりて共同生活を圓滿ならしめ國利増進を圖る手段として公の秩序善良の風俗を維持せんとするに在るなり國法上の主權を國法制定の意思を決定し茲に主權の作用によりて立法機關と共に是を制定す此點に於ては國法上の主權當然の單位的作用なりと言ふべきなり。

國際法の制定

國際法が世人の一般觀念の如く具體的法條存在し自國以外に超越せるものゝ如く認むる時は平和會議の如きを以て確に立法部とも稱するなるべし吾人は國際法を外國に對する積極的效果及消極的效果を規定せるものなりと解するに由り自國法に

して各國が同一の條文を有せるものを自國の國際法と認むるものにして自國に對する國際團體の數と同じき法の存するものなりとす認むるもの同一なりと雖も皆自國法として之を認めたるものなり之を認むる國十ありとすれば自國の國際法が其等の十國に對して効果を有するものなりと信ず前述せるが如きにより國家より偉大なる權力者なるものなし自國が他國を羈束し又は羈束せらるゝの理は自國と對手國との意思の決定に存す他國即ち全然何等の利害を有せざる第三國等の意思によりて左右せらるゝことなし其國際法は必ずしも多數國に行はるゝを要せず二國にても可なり其他如何なるものも國家をして國家以外に於て制定せる國際法を遵守せしめんとするが如きは是國家なるものを誤解せるより來るものにして之を認むる時は同等の國家が他の平等權を有する國家との國際法上の權利拘束の根據果して何處にか存せん是以外に之を求むるは誤なり故に平和會議の如きは國際法

制定機關に非ず是唯各國主權者即ち立法者が特定の條規を制定せんとし是に就ての國際關係を研めしめ其結果其決議を採用し自國の國際法と爲すものなり採擇拒否の權能は一に主權者に存在せり是を認むると否とは自由なり唯其決議は斯かる法を制定せよとの事實的勸告に止るべきものと信ず。

國際法の制定は皆現代に於て國家主權者の承認によりてなる此承認は即ち立法的意義を包含せる裁可なりと解すべし各國の承認の有無は國際法としての效果發生の有無に繋り平和會議の決議を認め又は後進國が先進國等の既に國際法とせるものを承認し又は國際團體間に行はるゝ國際慣習を認め而して之を自國の國際法として採用せるものなり是は國內法制定の場合に外國法を其儘我國法とするとは何等の差異なきなし斯くて國際法として當事國相互に拘束し又は拘束せらるゝものなり現今の國際法は承認によりて成立し國法上主權者の大權作用の一となりて現はるゝものなりと解すべし

國法上の主權の作用就中此立法的作用に於て國際法上の主權は自由專權にして取捨の範圍大なりと謂ふべし是に就ての卑見は前に一言せる所なりとす。

果して然らば主權者の承認は如何なるものも國際法として認むべきや其範圍如何との問題を生ず然れども是は國際法の性質を明瞭にすれば自然に之を知るを得べし。

國際法の性質

國際法は法律なりや否やとの疑問は過去のことなり吾人は之を以て法律なりと斷ず法律とは共同生活の準則にして立法者の制定せる國家及國民の行爲の形式を定め相互に拘束力を有する規則なり故に法律は左の概念を有す。

- 一、法律は拘束力を有する規則なり
  - 二、法律は國家及國民相互間の行爲の形式を定むる規則なり
- 宗教及道德と異なる點茲に存す

三、法律とは立法者の制定せる規則なり  
立法者とは一國の主權者を稱す制定とは廣義に解す立法作用の全體の意義を包含するものなり

四、法律とは國家たる一社會團體の共同生活の準則なり

國際法は國家が他の國家に對して相互に拘束力を有すること明にして國家相互間の行爲の形式を定むることを知るを得べく前述せる如く自國主權者の意思によりて承認せられて法となり承認とは立法的意義を包含せる裁可なり而して主權者が他國との權利の羈絆義務の拘束を認め又は認めしめ其効果を要求遮止し得るは主權者の意思作用にして國家當然の行爲なり而して自國家は他國家の利益を圖る爲に存するものに非ず自國家の共同生活の國民幸福を増進せしむる爲に他國と有無相通じ國際を爲すなり吾人は此點に於て反對說あるを想像するを得ざるなり。

學者或は法に制裁の存するを以て實質となすも

のあり制裁は權利の消極的積極的效果を不能ならしめたる即ち權利享有者の不利益に變じたる場合に其權利の效果として發現するものなり制裁とは權利の靜的狀態に於て存するものに非ず他人の權利侵害を停止條件として發生するものなり常識上公理的命令として物は靜を以て常則となし動を以て變則となす制裁は法の實質なりとするは半面の眞理をのみ言ふに非ずして何ぞ制裁は何故に存すとや人或は拘束力を有するが爲なりと應ふべし然らば吾人は權利者當該自身に靜的に存する拘束力を法の力として動的狀態に於て侵害者に對し救濟を求め制裁を課す靜的拘束力を動的効果に變せしむ動的効果とは制裁を言ふ制裁は救濟の手段なり權利は靜狀に於て制裁を有せず法は動的狀態の効果を規定するものに非ず人の權利の享有の完全を期するものなり即ち知る法は必ず制裁を實質とするものに非ることを故に法の實質は拘束力を有し他の條件を具備すれば足れり蓋し權利狀態の不

利益は靜的拘束力を動的効果に連結するは法の認むる所なり動的効果は是のみを拋棄する事を得時に實體の權利を拋棄することゝなることありと雖も靜的の效果は之を拋棄するを得ず之を拋棄するは權利の拋棄となる是即ち權利の眞意義なり法の實質玆に存す之を有すればこそ絶對的に法律上救濟を爲し得るなり此意義に於て任意法も亦此性質を有す憲法には制裁なしとて憲法を法律に非ずとの斷定の前提とするものあり然れども是即ち此點を看過せる妄論なり

國際法の他國に對することは既に之を述べたり他國に對し此靜的に連結せる拘束力をして一朝危きに至るあらば動的状態に連結せしめて自國の權利状態の救濟を求むるを得せしむ他國は常則に於て拘束せられ居る效力は變則状態に於ての權利を原狀に回復するの義務を強ゆるなり即ち他國に對しての此效力は拘束力を根據とするものなり制裁の有無は國際法の實質を左右せず國際法に於ては

不利益に變じ變せしめられたる状態を完全に救濟する途未だ不完全なるの差異あるのみなり。

然らば此所謂拘束力の根據をば何處にか之を求めんや是即ち吾人の曩に述べたるが如く國法上の主權の根據は國家と國民の利害を調節し相對の自由平等を得せしめ國家の福利を増進せしむるに必要なるの理に存すと國家の國法上の主權は是が法理の上に存し其主權を根據として自國本來の單位的活動以外に對外的活動をなすものなれば其目的や自國の國法の主權と異なるなし而して對象とする所他國に在るのみなり此意義に於て自國の國利を増進せしめんとして他國と自國とを調和すると同時に其効力を發生せしめんとするなり是即ち國際法の拘束力の由て來る所なりとす法が國家生存發達の手段たるは彼は毫厘の差異の存するなし實に國際法上の主權は國法上の主權の反射的の性質を具有するものなるを知るべし

是等を綜合する時は國家の生存發達を以て目的

とせる他國家と自國家との間に拘束力を有する行為の規則なりとの定義を國際法に與ふるを以て充分なりと信ず。

國際法の範圍

國際法の慣習を淵源とすること他の法律より多大なること既に之を述べたり然れども慣習が國際法に非ることも亦明なり主權者が自國と他國との行為の準則を定むるものとして爲す立法的意義を包含せる裁可たる承認が國際法の制定となると言へり。

果して然らば承認は單純に言へば立法と裁可との二作用を含むものなるが故に自國國際法として承認すれば國際法たるの拘束力を發生するものなり又現在するものを消滅せしむるにも一の消滅を目的とせる意思表示にて充分なり即ち自國と他國とを連結して相互に拘束力を有するものとなさば即ち國際法なり。

吾人は國際法の性質を述ぶるに當り文明國間に

行はるゝものとの觀念、多數國間に行はるゝものとの觀念を排斥したり事實上文明國間に行はるゝ多數國間に行はるゝ行為の準則なるは之を知るに難からずと雖も亦是が例外とも言ふべき者無きにも非ず又國際法たるの實質的要件にも非るの觀あり文明とは關係的の意義を有す事實上文明國に非るも自國が其國と拘束力を認むるに於ては法たるに於て何等妨ぐる所あるべからず殊に文明は時代に於て異り十六世紀の文明と二十世紀の文明とは意義大に異り文明國に非れば國際法上の權利能力國たることを對手國の認めざるべきことあらんも是政治上事實上の事態にして國際法上の性質上論理の結果に非ず國家間の行為の規則にして國家の文明は國家の成立要素に非ず未開國も半開國も國家なり故に國家たるの實質を爲さざるなり暹羅國の如き之を國際上の權利能力國として認むるに何等妨害となることなし許すと許さざるは當事國の意思の問題に屬す實際上之が對手國たるものとし



て拘束力を有する國際法を締結承認せるものありと言ふ唯他の文明國との比較に於て國際法の制定せられたるもの少く從て範圍の小なるのみなり文明を時代によりて異なる故に其十六世紀の文明なる觀念に背かざれば其時代の文明國なり二十世紀の文明に反せざる國は其時代の文明國なりと言ふを得べからんも非文明の國を以ても國際法上の拘束力被拘束力を有し有せしむるものとして承認すれば妨げなきを如何せん是往時國際法は耶蘇教國間に行はるゝものとの觀念の批難を避けんとして歐洲的文明と遁れしを再轉して文明國家間となりたるに非ずや要するに吾人は後にも述ぶるが如く此觀念は敢て國際法の實質的意義を爲すものに非ず又當該法上に法理的効果として何等の差異あるものに非ずと信じて排斥す。

又多數國間に必ずしも行はるゝを要せず一國が他國と行爲の準則として定め之を承認したる以上は其同一効果を以て同一規則を相互に承認するも

のなり全體に於て多數なるなり甲乙丙丁の四國あり其間に行爲の準則として承認する時は甲國の國際法が乙國と丙國と丁國と各二國宛の間に發生したるものなり又甲と乙との間に國際法を制定するも何等法理上異なることなし若し之を認めざる時は國家以外に抽象的の意思即ち國家團體の總意を實在せるものとせざるべからず一步を譲り之を認むるとするも 國家團體の總意たる實在意思は何の法理によりて各國家を羈束し得るや是法律の觀念に反するものなりとす吾人は國際法は二國家間の法律なりとす。

多數とは二以上なり斯くの如く言ふ時は三國間にては法なり五ヶ國間にては法なりと言ふを得べしや重大事件の解釋に際して一國家の解釋によりて法たり法たらざる言ふが如きは實に愚の甚しきものなり斯かる見解を認むるは果して賢者の爲すべきことなりや第二平和會議の宣言は未だ國際法に非ず何んとなれば承認國少ければなりと言ふ

が如きは國際法が國家以外に超越して存在せるものとの觀念と相距ること遠からず吾人は同宣言と雖も之を認むるものあれば二國家に拘束の効果を發生し當該國家の國際法として制定せるものと信ず學者國際法の著書に叙述するにも日本國際法とするものなく國家以外に存するものゝ如くに論せるの系統(システム)を採用せるの觀あり國際法は自國法なり自國の承認せざる慣習、事件等を國際法の書中に記載せり是によれば國際先例を叙述せる歴史の如し法律とは斯かる限界の朦朧たるものなりや而かも過去二度又は一度の先例を探りて國際法規の如く論ず是即ち慣習と慣習法とを同視せるものにして法たる觀念に背反す國際法は慣習の謂に非ず一度の先例と雖も他國の承認せる時は敢て慣習と言はず法と認む然れども承認せざる國にとりては國際法として効果なきものなり國家の承認せざる過去の先例を以て羈束力を存すと云ふが如きは何に據りてか拘束力を發生するものぞ

吾人は實に其妄なるを辯せざるを得ざるなり何れの國も認めざる慣習を以て自國と當該事件に關する對手國とは國際法たる効果あらんも他國家を拘束するを得んや然るに類似事件の再會に際し先例に關係なく又承認もせざる國家に斯かる先例あり貴國は斯くせざるべからざるものと主張する等は其法理に暗しと言はざるを得んや危い哉國力微弱なる國家は法理上の勝者なるにも拘はらず政治上の政策により實際上敗者たる位地に陥る是實に國際法の性質闡明せざる其範圍の限界を知らざるの罪に起因するものと信ず斯くの如き法理上論理上認容すべからざる結論に到達する觀念を採用するを得んや。

斯く論じ來らば國際法の範圍明瞭にして一點の疑ふ所なし國際法上の主權が對手國に拘束力を有するものとして條規慣習を認むる時は之を以て法たるの實質を有し國家二以上存すると存せざるとは國際法規としての範圍に影響せず其國家の數少

ければ其効果の及ぶ範圍の大小の存するのみなり  
 自國と對手國との承認が條件となるなり文明國間  
 に行はると云ふ觀念、多數國間に行はると云  
 ふは國際法上の主權は最高に非ず絶對に非ず無限  
 の効力を有するものに非ずとの觀念を包含す吾人  
 の言はんとするところも亦相等し此點に於て差異  
 の存する所を見ず。

承認せらるべき事實

我國の如く近世に至りて漸く世界的交通を爲す  
 に至り外國と權利關係を生ずるに至りては國際法  
 なるべきものを新たに有せざるべからざるに至る  
 然れども其直接自國法の材料となるものは間接の  
 材料に比較すれば僅少なり而して直接淵源として  
 承認するもの三あり一は過去より國際法として各  
 國の有せる者を承認する場合は内國法制定の場合  
 に外國法を制定材料として採用するに等し二、過  
 去の慣習を認むる場合、三、新に自國が他國と協  
 商して國際法とすべきものを決議し之を承認せる

場合等なり最後の場合は假に民法を制定改正し刑  
 法を改正するに當りて自國の國家政策として民事  
 政策刑事政策として法規を制定改正すると等し。

二法の當事者

權利の客體は人たることあり物たることあり然  
 れば權利は人と人との間に存す法は權利關係を規  
 定す故に法は人と人との間の關係を定むるは明な  
 り人とは法の當事者なり國家も私人との關係に於  
 て意思作用を爲す國內法の當事者は此二の場合に  
 於て存す然れども國際法は國家と國家との權利關  
 係を支配す茲に於て二法當事者を異にす。

國家以外のものは當事者となるを得ざるなり國  
 際法は國家と國家との行爲の規則なり交戰團體の  
 如きは國際法上の權利能力者と認めらるることあ  
 るも國際法理上當然の結果に非ず交戰團體は國家  
 に非ずして交戰團體と交通する國家が多分の不利  
 益を蒙るものあるを怖れて戰爭の終了を解除條件  
 として認めたる權利能力者にして國家の性質を有

せず是事實上便宜主義より出でたる例外なりと信  
 ず

統治權の性質

吾人は主權の對内的効果を有する國家本來の權  
 を統治權と云ふ國家は要素として統治の權を有せ  
 ざるべからず此權力は國民の自由平等と國家其も  
 の生存發達を調和せしめ相對の不自由不平等の  
 範圍内に於て人民の權利義務を享有せしむ換言す  
 れば統治權は人民と國家との生存條件の 盾を解  
 くと云ふ根本義の上に立てるものなり

一、統治權は國家の生存を維持する權なり

二、統治權は不可分なり

分割の觀念を許さず國家の支配の及ぶ領土の範  
 圍に大小の差異をあれ決して統治權は分るゝも  
 のに非ず國家は單位として存するものなればなり  
 統治權は其國家には一ありて二なし

三、統治權は國家特有の權なり

他より之を繼承することなし唯領土を割譲し又

領土權を獲得すると言ふが如きは其範圍の延長附  
 加せられたるに過ぎず統治權其ものは國家の要素  
 として元來より存したるもの、新なる領土の上に  
 支配を及ぼすものなり。

四、統治權は命令強制の權なり

國家意思を有し人民意思を有す何れも意思の外  
 部的發動たる作用と行爲を爲せり故に衝突は此間  
 に存せざるを得ず之を調和せんとして行爲の規範  
 を定め以て斯くせざるべからず又爲すべからずと  
 て上より下に之を遵守せしめざるべからず之を遵  
 守せしめんとする國家の意思表示を命令禁令と云  
 ふ人民若し之に服従せざらんか國家存立の目的を  
 危からしむ此場合に於て即ち強制しても遵奉せ  
 しめざるべからざるなり又領土に關しても其理相  
 同に國家生存上國土の取扱を誤る時は國家永遠の  
 基礎を危くす故に國家の構成要素たる領土に對し  
 ても自國民をして利用せしむると同時に他より是  
 を侵害するものある時に是を守らざるべからざる

なり國家は領土に關しても人民との關係に於て命令強制の權を有するものなり此意味に於て統治權は不適當者間の關係に於ける權なり。

國際法上の主權の性質

國際法上の主權が國法上の主權を根據とし統治權の反射的性質を有することを述べたり國際法は國家と國家との行爲の準則にして相互に拘束力を有する法なり此意味に於て對外國的に國家の要素たる統治權の即ち國家本來の主權の活動と見るべく其目的は自國の生存を完からしむるに在り。

一、國際法上の主權は國家の生存を維持する權なり

二、國際法上の主權は不可分なり

此方面の主權が國家持有本來の主權の反射的性質を有し以て國法上の主權即ち統治權の對外的に活動する場合の權力なることは明なり主權が分割の觀念を容れざるは法律的確信に於て既に明なり一國が國際法上活動するは國家統治權の存する

が爲なり是らなくば決して國際法上の主權の存するの理なし元は一にして作用の形式を兩面より見たるものなり故に國法上の主權が可分ならず從つて國際法上の主權の不可分なるをば推定するを得べし而して權利の範圍の伸縮は此點に於ても亦認むるを得べきも元來國家の要素なれば分割を許さざるは明にして統治權國際法上の主權は合して一なり法を異にするが故に名目を異にするのみなり。

三、國際法上の主權は國家特有の權なり

國際法上の主權が國家固有なりとは他より之を繼受したるものに非ず學者の解説する所之を明にするものなし是等は第二の性質より來る自然の結果なり國家の對外的人格として外國に對する自國本來の權利能力なり外國と自國と國際法を制定し自國も之に拘束せられんとする場合に發生するものなり此現象を誤解し恰も國際團體に加入を許され自國以外の國際團體より之を授かりたるが如く

に論ずるは誤れり新進國が此團體に入る場合にかゝる傾向を有することあらんも法理上斯かる結論を生ずるものに非ずと信ず他の國際團體より附與されたるものに非ず國家あり主權あり而して外國との關係に於て初めて此權の存在を現出す若し固有ならずとせんか國家なるものは存立すべからず獨立すべからずとの結果を生ずるに至らん。

四、國際法上の主權は平等關係に於て存す。

國際法は國家と國家との行爲の規則なり國家は何れも皆國家特有にして自國の單位的行動として自國のみ生存すべき權能を有す國家の基本權獨立權と云ふものは即ち是なり其國家なる以上は權利能力の點に於て差異の存する理なし唯國際法として他國家の認むるものを自國が國際法として認めざるにより其と等しき自國の國際法なく他國に比して外國に對し拘束するの範圍拘束せらるゝの範圍の大小あるのみ五六の國の認めたるに由り自國も服従せざるべからずとは從來の國際法學者の説

明なれど探るに足らず國家と國家は法律上の性質に於て資格の高下なし國家の上に位する國家なし若しありとすれば事實問題なり政治上の事なり一等國とは世界的強國 (world power) 即ち世界の外交問題に容喙するの實力ある國の義にして數年前より用ひらるゝ熟語なり是等は國家の實力を云ふなり法律上何によりて是が資格に高下あるを認むるを得るや國際法上の主權は發生消滅の範圍が自國と對手國との意思に係るが故に其範圍によりて他國に比して拘束被拘束即ち要求權の大小ありと雖も是國家主權の自由の點なり是が大小を以て國家の上位下位を決する能はざるなり國家は等しく國家なり平等なり人民を對象とする統治權と國家を對象とする國際法上の主權との差異は實に茲に存す。

五、國際法上の主權は相對的の權なり

統治權は命令強制の權力にして國內的絶對(前述の制限あるも)最高の權なり然るに國際法上の

主權は平等關係に於て存するが故に他國を絶對に自國に服従せしむるが如きこと存すべからず委任的關係に於て他國の權力の下に自國を置くは是國家の生存狀態に於ての例外なり國家の事實より下に置くのみ其國家は國家其ものとして存立せるなり唯單に國際法上の主權を拋棄し之を他國に委任せるのみなり故に國際法の主權は拘束したる範圍内に於て相對的の權なるに止まり絶對に他國を拘束するを得ずして國法上の主權とは異れり。

六、國際法上の主權は不利益に變じたる場合に救濟不確定なり

統治權は人民間の不利益を救濟して原狀に回復せしめ又國家として此權を紊さるゝ場合に制裁を課し且つ絶對に之を科するを得るも國際法上の主權は平等關係に於て存し絶對の權ならざるが故に制裁を絶對に科するを得ざるの傾向を有す唯自衛の策として何等かの方法を講ず被拘束國が科せられたる制裁を履行するとせざるとは其國の意思に

由りて影響せらるゝ又最後の手段を採るとするも尙充分の目的を達するを得るは殆んど不可能なり戰爭は制裁に非ず仲裁々判も國際委員會も之を強制するを得ざるなり平和會議の未來觀は國際紛争の解決を之に委任せんとし且つ制裁の履行等の確實を企圖するも是果して可能なるや學者は仲裁々判に附すべき事項と然らざるの事項を區別するも之が爲なり國家の平等なるは之を許さざるなり強制は國家の上位に位する權力ありて之を爲し得るものなり此點に於て國際法上の主權は其拘束力より救濟を求むるも不確定なり。

統治權の支分權

統治權の分類は論理學上分釋原理の採り方によりて種々に觀察するを得べし立法、司法、行政の三權に附加するに天皇又は主權者の大權作用に分つ然れども國際法上の主權と比較するには統治權の客體の種類によりて之を分釋するは簡單にして便宜なりと信す吾人は人民に對する統治權を對民

的支配權と稱し領土に對するものを領土權と言ふ

對民支配權とは統治權の性質上國民を支配する權なりと言ふに外ならず領土權とは土地に對する統治權にして強制絶對に領土を支配し得べき權力なり是等二種の權は皆積極的方面の效果と消極的方面の效果を有す前者は領土内に存する事物たる人と人たるを問はず統治權に服従せざるべからざることを意味し後者は自國領土内に外國の主權の侵入を許さざるの效果なり吾人が國際法上の主權は統治權に根據を置くと言ふは此點に於ても知るを得べし

而して茲に特に論すべきは領土權の性質果して如何の問題なり頃者學者は深遠なる學理を披瀝討究せられつゝありと雖も吾人淺學能く之を闡明する能はず唯吾人の信ずる所を述べんとす領土權は物權なりと言ふ是即ち物權の對世的效力絶對的性質を有するものあるが故なり然れども物權の内容として今日學者の論せらるゝ所にして最も眞なり

と認むる所を擧ぐれば

- 一、物權は物を占有する内容を有す
- 二、物權は物を使用する内容を有す
- 三、物權は物を收益する内容を有す
- 四、物權は物を處分する内容を有す
- 五、物權は物に關する他人の干渉を排斥し得る内容を有す

是即ち獨逸民法の所謂物權とは總轄的に物を支配する權利なりと言ふに同じ而して茲に注意すべきは内容第五は第一に對するものにして其結果なり第五の干渉排斥を實體法の認めたる我民法百九十七條に所謂後五條の規定によりて占有の訴を提起することを得との意義にして手續法上の救濟は物權其ものを基本とするものなれば此五内容を有する集合なる物權其もの、効果なることなり而して物權全體として侵さるゝ時に此五内容が手續法上の當事者となるを得せしむるなり。

是に反して領土權を統治權としては是等五内容

を有するを想像するを得れども物權の第一内容より他人の干渉を排斥し得る効果は果して統治權其ものとして實行し得るや統治權が客體を支配し消極的效果を有するは既に述べたり國際法上の主權は統治權を根據とすることも明なり故に一朝其消極的效果を無視せらるゝ時は他國に對して救済を要求す即ち國際法上の主權の作用として現はる此限界は國際法上の主權の活動なるや將又國法上の主權の活動なるや是即ち領土權の性質を定むる要體なり物權は靜的狀態に於ても他人を排斥し得るの効果を發生し得る可能性を有す統治權も亦之に等し領土權の國法上物權なるは明なり然れども國際法上より之を物權なりと斷定するを得るや吾人は之に對して消極的に答へんと欲す何んとなれば國際法上の主權は國法上の主權を基礎とするも排斥を強い得るは國法上の物權が變じて手續法上の訴權となりたるものなり物權を基本として訴權は發生すれども物權と訴權とは等しからず領土權を

物權なりとするも國法のみならず存し國法上の領土權と國際法上の領土權とは性質を等しくせず後者は國際法上の自衛權と變ずるものにして訴權の如く原狀回復請求權の如く債權的性質を具有する一種の權なりと信ず公法上物權の觀念を容るゝを得るや否やの疑問存する所あれども此點を譲るとするも未だ國際法上之を採用するを得ず吾人他國の干渉を排斥するは國際法上の自衛權となる故に領土權は實際國法上に於て此自衛權を附加して物權としての効果を有するものとも認むるを得べし要するに之を以て國際法上物權を認むるを得ず茲に於てか國際法上領土權の獲得方法と認むるものあるは如何との疑問を生ずべきも領土の取得消滅變更は國家の行爲の規則なり領土其ものに關する基本は國法上のものなり吾人は是が不利益に變じたる場合に自衛權として特に之を認むるは誤りなりと信ず他國家との關係なるが故に其形式を國際法に規定せることゝなるなり其領土權は國法上

の主權なり

國際法上の支分權

國家が國家其ものとして生存し發達し行くは國法上の獨立なり對外的に生存するには他國より自國の行爲に對する干渉を避止し得べき權を有せざるべからざるなり然らざれば國法上統治權の存立を缺き從つて國際法上の主權の存する理なければなり故に對外的に生存し行くは是即ち對外的獨立の權なり國家は皆國際法を認め且つ之を制定する上に於て國際法上の權利能力者として平等に獨立す故に國際法上國家たる以上は共に權利能力者たるを得べく行爲能力の有無は此點に於て何等の支障あるなし或學者は之を獨立權と稱す

又國家は對内的に生存する以上は自國の自衛を爲し自國のみとして存立自活をせざるべからず是國法上の自衛なり統治權としての活動なり對外的に自國が實際し有無相通すると共に國際法上の自國が生存し自國が獨立し行くを要す然るに其獨立

の生存を危地に陥るゝものありとせんか是に對して主權の作用を或形式に於て爲さざるべからざるに至る是即ち自國の存立を危くするものを排斥するの權なり自國存立の策を講ずるに當りて對外的に之を爲すは國際法上の主權の自衛權の行使なり國家は是等以外に於て他國と經濟上政治上に實際し有無相通し國家と國家との利害を調和しつゝ自國の民福を圖らざるべからず此方面に於て國家間の行爲の形式を定む國際交通の權とは即ち是なり

是等以外に一二の權を認むる學者あるも此内の一の權の内容をなすの觀あるが故に此三を以て足ると信ず而して是等は國際法なき時は純然たる國家の權能なり本能なり然るに世界的交通頻繁なるに至る時は各國家は國法上人民と人民との衝突を生ずと等しく他國との間に利害の衝突を來す故に是が關係を調和すべき國際慣習を生じ遂に法たるの性質を有せしむるに至り法を發生す茲に於て

か此等の權能は國際法上の權利となり其活動作用の形式を定むることゝなるものなり

獨立權の侵害は遂に自衛權と化し國際交通の侵害も亦之に化して是等の三を一に歸す而して自衛權の發動は即ち大權の發動なり國際法上の主權は國法上の主權の根據の上に立ち反射的性質を有すと云ふ理玆に存す他國をして或行爲を爲し又は爲さざらしむる一見債權的の性質を有するを知る此自衛權は各他國に對して請求し得るの點より見れば統治權を基本として是が救済を求むるが故に物上請求權に類似する點あり而して此自衛權發動の形式は國際紛争平和的處理策と戰時に於ける交戰權として表はるを通常と爲す尤も其以前に於て抗議の申込等の存するも是は自衛權と獨立權との境界線上に存する一の方法と見るべく當事國の意思によりて何れにか屬するものとす

二法上の主權の異同

以上述べし所を以て觀る時は國法上の主權と國

際法上の主權の異同を辨するに足ると信す

一、二法上の主權は主體を等しくす

國家ありて國際關係を生ず故に國家は國際關係の前提要件なり國家は主權の存在を要素とす然れども主權は抽象的のものなり是を攬りて以て國家の生存目的を知り是に適合せしめて運用するものなからざるべからず此權力の把握者を稱して主權者とし其存する位地と主權との關係を一致充實し得べきものを主體と言ふ我國にては天皇となす此主權者の對外的に活動するもの國際法上の權利能力者なり主體を同じくするは明瞭なり

二、二法上の主權は國家の生存維持を目的とする點に於て同じ

三、二法上の主權は不可分なる點に於て同じ

四、二法上の主權は國家特有なる點に於て同じ

五、一は不對當者間の關係に於て存じ一は平常者間の關係に在り

六、一は絶對にして一は相對なる點に於て異れ

り

七、一は對自的の權にして一は對他的の權なり

八、一は救済確實なり一は不確實なる點に於て異れり

九、法律制定に關する形式を異にす從つて主權の作用の範圍に廣狹あり

此外現時に於て他國の慣習先例によりて主權の作用を國際法上強要せらるゝものあり然れども吾人は是は國際法の性質の誤解に基くものにして異なる點として擧ぐるを好まず

國際法の將來

國際法は未だ發達の中途にあり慣習に重きを置くが故に法理徹底せず便宜主義に出るが故に法理複雑なり禮讓に屬して國際法に非るものをも斯く斯くと主張せらるれば強國の爲めに自國の關知せざる法の羈束力を認めざるを得ざることあり法をして世界的共通なるものを存せしむるは人類の幸福なりと雖も國家の法に非ずして國家の上

に國家の外に國際法ありとするが如きは國際法研究に際して將來學者として注意を傾注すべき點なりと信す何んとなれば主權の作用は是が爲めに充分に發揮するを得ざる杞憂の存すればなり國家の不幸國民の不幸何ぞ是に如くものあらんや國際法を國家の對外的政略の爲めに許すべからざる方法手段を以て無視せられ弄せらるゝに於ては實に言語同斷と言ふべし須らく外交方面の政治と國際法とを獨立せしめて是が區別を立つべし吾人は此意義を以て此論文を記して大家に質さんと欲す法の不羈獨立なるは法律的信念に於て存すべき眞理なり公理なりモンロー主義の如き自己の宣言したる政策は國際法に非るは論なし何等權利拘束の價値なし國家の主義に非ずして法に非ず況んや布哇比律賓にての彼の行動を以て既に其主義の自ら破棄せるに於てをや常に口に法理を籍りてモロッコ問題に容喙せんとする獨逸をして懲暴の策に出でしめ且つ紛争の胚種たらしむるが如きは國家以外に

獨立せる自然法の如き國際法の存在を肯定するの弊に胚胎せるに非ずして何ぞや國際法理の研究發達の完成不完成は人類國家の向上主義進化の理論に影響する所あるを知るべし大に努力せざるべけんや。

(九月四日終稿)

### 經濟學上より觀たる 結婚問題 (其二)

高城仙次郎

- 一、男子の結婚(前號掲載)
- 二、男子の結婚年齢
- 三、女子の結婚
- 四、女子の結婚年齢

#### 第二、男子の結婚年齢

吾人は前項に於て男子の結婚の動機と夫れに對する失費の一般を述べ、男子が結婚を執行するは結婚に依る欲望充足の價値が其失費の價値よりも大

なりと認められたる故なりと論じたり。本項に於て吾人は之を根據として男子の結婚年齢を論せんと欲す。

前項に於て男子の結婚の動機の重なるものとして(一)性欲、(二)自家永存の希望、(三)勞力の増加、(四)節儉、(五)虚榮心、(六)野心、(七)道德上の原因、(八)習慣を擧げたるが、其の中第七を除く外は皆普通十五才乃至二十才前後を起點として漸次其度を増進し五十才前後に於て靜態に達するもの、如し。然らば男子が二十才にて結婚せんと欲し、或は二十五才にて妻帯の希望を有するに至り、將又三十才に達する迄妻を娶ることを望まざることをあるは何に因りて定るや。曰く主として左の二條件に由るなり。

- 一、結婚年齢に關する習慣
  - 二、結婚に依りて満たし得る欲望に對する當事者の豫測せる結婚失費の比例
- 一、結婚年齢に關する習慣 男子の結婚年齢に關

する習慣は女子の結婚年齢に關する習慣の如く強制的のものに非ざれども、猶多少之に對する社會の制裁ありて、男子の範圍内は各出來得るにて、之を遵守せんと勤めつゝあり。此習慣は國を異にするに従ひ一定ならざるは贅言するの要なき所なるが、我國、殊に本道に在りては男子の結婚期は二十才前後より二十四五才迄を通則となすもの、如し。此習慣あるが故に多少自己の便宜を犠牲に供して、自己の豫期に二三年前後して妻帯なすものあり。然れども他の習慣と同じく此習慣も亦た他の事情に因りて定まりたるものにして、根本的に男子の結婚年齢を定むるものは第二の條件即ち二、結婚に依りて満たし得る欲望に對する當事者の豫測せる結婚失費の比例 是れなり。故に吾人は主として本項には此條件を論せんと欲す。前項に於て論せし如く。結婚に因りて生ずる失費に有形と無形の二種あり。有形の失費とは結婚の醸す臨時費並に經常費を謂ひ、無形の失費とは(一)行

爲の自由の拘束、(二)職業の自由の拘束、(三)住居の自由の拘束、(四)外戚との衝突より生ずる不愉快、(五)係累の増加を指すなり。然りと雖も、此等無形の失費は未婚男子の注意を惹くこと少なく、假令多少之に對し顧慮するものあるも、之を正確に評價酌量するもの又は評價酌量し得るもの稀なるを以て、な通根本的に結婚年齢を定むるものは結婚欲と有形失費との比例なり。而して此有形失費が其支拂者に與ふる苦痛は普通收入の多寡に比例するものなるを以て、男子の所得の多寡は其結婚年齢に大なる影響を及ぼすものと知るべし。

然れども有形の結婚失費の有無多少も収入の多寡と相俟つて男子の結婚年齢を定むるに當りて大に力あることを忘却すべからず。前項に論せし如く此有形の結婚失費の有無多少は左記の事情に依りて異なるを見る。

A 購入費並に維持費を要する場合